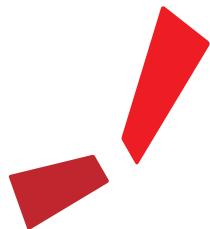


むすぶ。ひらく。



中部電力

第99期 定時株主総会招集ご通知

日時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時

場所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号
ひがしざくら
東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

<株主さまへのお願い>

株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、ご自身の体調などをお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

粗品のご用意はありません。

目次

第99期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	5
添付書類	
事業報告	28
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

中部電力株式会社

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役会長 勝 野 哲

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】(https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

上記の他、東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置事項を掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

※「銘柄名(会社名)」に「中部電力」または「コード」に「9502」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、
「縦覧書類/PR情報」の順に選択することで、ご確認いただけます。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、
お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(5頁から25頁まで)をご検討くださいます。 **2023年6月27日
(火曜日) 午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

また、上記の当社ウェブサイトにて報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の
様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席される方へ

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面の郵送により 議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書用紙を投函する前に、ログインIDおよび仮パスワードをお控えください。

インターネット等により 議決権を行使される方へ

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3頁)をご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 <small>ひがしざくら</small> 東桜会館
3 目的事項	報告事項 (1) 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第99期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 〈 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） 〉 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 〈 株主（74名）からのご提案（第5号議案から第9号議案まで） 〉 第5号議案 定款一部変更の件（1） 第6号議案 定款一部変更の件（2） 第7号議案 定款一部変更の件（3） 第8号議案 定款一部変更の件（4） 第9号議案 定款一部変更の件（5） 〈 株主（2名）からのご提案（第10号議案） 〉 第10号議案 定款一部変更の件
4 招集にあたっての決定事項等	(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。 (2) 議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合の取り扱い ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、会社提案については賛、株主さまからのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (3) 交付書面から一部記載を省略している事項 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。 ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」 ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 (4) 電子提供措置事項を修正した場合の周知方法 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載いたします。

以上

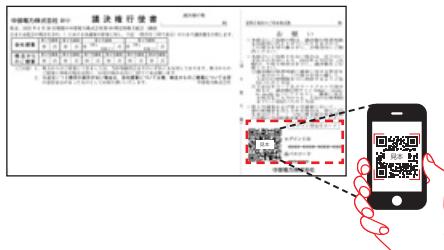
インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限：2023年6月27日（火曜日）午後5時40分まで

オススメ

1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うことができます。



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定することで議決権行使することができます。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご注意事項

- ※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書用紙の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

1. ライブ配信日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

次のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、**ご自身の議決権行使書用紙に記載されている①および②の英数字**をご入力ください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

QRコード:



① ログインID

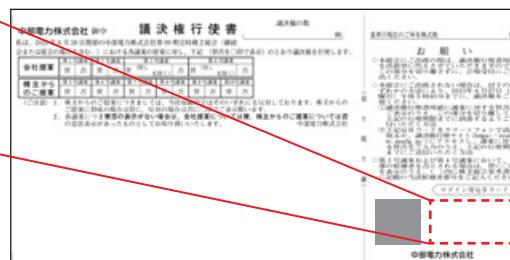
ログインID

0126-0000-XXXX-△△△

② パスワード

仮パスワード「株主番号(8桁)」

OXOXOX



ID・パスワードに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

ご注意事項

※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。

※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。

※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。

※ライブ配信のご視聴では大量のデータ（パケット）通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。

※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※何らかの事情により、ライブ配信を行わない場合があります。その際には当社ウェブサイト上でお知らせいたします。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、上記の考え方にもとづき、中間配当金と同様、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額18,915,277,300円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案

定款一部変更の件

1 変更の理由

(1) 最適な経営体制の機動的な構築の観点から、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選定することができるようにするため、現行定款第14条（招集）、第16条（議長）、第23条（取締役会の構成及び招集）、第24条（取締役会の議長）、第28条（代表取締役及び役付取締役）、第29条（社長の業務執行）および第30条（会長）について所要の変更を行うものであります。

(2) 当社では、経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、2005年から執行役員制を採用しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、変更定款案第31条（執行役員）を新設するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(招集) 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第23条 取締役会は、取締役をもって構成する。 ② 取締役会は、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 ③ 取締役会の招集通知は、会日から2日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ④ 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第28条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。 ② 取締役会の決議をもって、社長1人を置き、なお、会長その他の役付取締役を置くことができる。 (第2項から移行)</p> <p>(社長の業務執行) 第29条 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括する。 ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>(会長) 第30条 会長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。 ② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第14条、第16条、第23条及び第24条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(招集) 第14条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>がこれに当る。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第23条 (現行どおり) ② 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>が招集する。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 ③ (現行どおり) ④ (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議長) 第24条 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役</u>がこれに当る。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役等) 第28条 (現行どおり) ② 取締役会の決議をもって、<u>代表取締役又は執行役員のうち1人を社長とする。</u> ③ 取締役会の決議をもって、会長その他の役付取締役を置くことができる。</p> <p>(社長の業務執行) 第29条 (現行どおり) ② 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役又は執行役員</u>がその職務を代行する。</p> <p>(会長) 第30条 (現行どおり) ② 会長を置いた場合には、社長は、会社の業務の執行を統括する。</p> <p>(執行役員) 第31条 本会社は、<u>取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、会社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>第32条～第45条 (現行どおり)</p>

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員が任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	2022年度の取締役会への出席状況
1	かつ勝 <small>の</small> 野 <small>さとる</small> 哲 再任	代表取締役会長	24/25回
2	はやし林 <small>きん</small> 欣 <small>ご</small> 吾 再任	代表取締役社長 社長執行役員	23/25回
3	みず水 <small>たに</small> 谷 <small>ひとし</small> 仁 再任	代表取締役 副社長執行役員	25/25回
4	い伊 <small>とう</small> 藤 <small>ひさ</small> 久 <small>のり</small> 徳 再任	取締役 副社長執行役員	25/25回
5	い伊 <small>はら</small> 原 <small>いち</small> 一 <small>ろう</small> 郎 再任	代表取締役 専務執行役員	25/25回
6	はし橋 <small>もと</small> 本 <small>たか</small> 孝 <small>ゆき</small> 之 再任 社外 独立	社外取締役	25/25回
7	しま嶋 <small>お</small> 尾 <small>ただし</small> 正 再任 社外 独立	社外取締役	25/25回
8	くり栗 <small>はら</small> 原 <small>みつ</small> 美津枝 再任 社外 独立	社外取締役	25/25回
9	く工 <small>どう</small> 藤 <small>よう</small> 陽 <small>こ</small> 子 再任 社外 独立	社外取締役	20/21回

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

かつの
勝野

さとの
哲

再任

所有する
当社株式の数 38,621株

(1954年6月13日生) 2022年度の取締役会への出席状況 24/25回 (96%)

<略歴、地位および担当>

1977年 4月 当社入社
2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし
林

きんご
欣吾

再任

所有する
当社株式の数 29,860株

(1961年1月9日生) 2022年度の取締役会への出席状況 23/25回 (92%)

<略歴、地位および担当>

1984年 4月 当社入社
2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

みず たに
水 谷

ひとし
仁

再任

所有する
当社株式の数

19,029株

(1962年3月22日生)

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)

<略歴，地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社常務執行役員 名古屋支店長
兼 電力ネットワークカンパニー名古屋支社長
- 2020年 4月 当社専務執行役員 経営管理本部長
- 2020年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長
- 2021年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO
- 2022年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO，統括CKO
- 2022年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO，統括CKO，
CCO
- 2023年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO，
CCO (現在に至る)

(注) CFO : Chief Financial Officer

統括CKO : 統括 Chief Kaizen Officer

CCO : Chief Compliance Officer



<取締役候補者とした理由>

水谷仁氏は、これまで当社名古屋支店長、経営管理本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

い とう ひさ のり
伊 藤 久 徳

(1962年4月27日生)

再任

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)

所有する
当社株式の数

14,614株

<略歴, 地位および担当>

1985年 4月 当社入社
2016年 4月 当社執行役員 電力ネットワークカンパニー 工務部長
2018年 4月 当社執行役員 東京支社長
2021年 4月 当社専務執行役員 経営戦略本部長 CIO
2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 CIO
2022年 4月 当社取締役 副社長執行役員 人財戦略室統括, 経営戦略本部長
CIO (現在に至る)

(注) CIO : Chief Information Officer



<取締役候補者とした理由>

伊藤久徳氏は、これまで当社電力ネットワークカンパニー工務部長、東京支社長、経営戦略本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

5

い はら いち ろう
伊 原 一 郎

(1961年1月29日生)

再任

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)

所有する
当社株式の数

14,357株

<略歴, 地位および担当>

1984年 4月 当社入社
2015年 7月 当社執行役員 浜岡原子力総合事務所 浜岡原子力発電所長
2017年 4月 当社執行役員 原子力本部 原子力部長
2021年 4月 当社専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO
2021年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO
2022年 4月 当社代表取締役 専務執行役員 原子力本部長 CNO (現在に至る)

(注) CNO : Chief Nuclear Officer



<取締役候補者とした理由>

伊原一郎氏は、これまで当社浜岡原子力発電所長、原子力部長、原子力本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

6

はし もと たか ゆき
橋 本 孝 之

(1954年7月9日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

5,725株

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)
社外取締役としての在任期間 7年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000年 4月 同社取締役
2003年 4月 同社常務執行役員
2007年 1月 同社専務執行役員
2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
2012年 5月 同社取締役会長
2014年 4月 同社会長
2015年 1月 同社副会長
2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)
2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
株式会社山城経営研究所代表取締役社長
三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役
デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号
7

しま お
嶋 尾
(1950年2月2日生)

ただし
正

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数 9,039株

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)
社外取締役としての在任期間 4年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社 (現大同特殊鋼株式会社) 入社
2004年 6月 同社取締役
2006年 6月 同社常務取締役
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2015年 6月 同社代表取締役 社長執行役員
2016年 6月 同社代表取締役会長 (現在に至る)
2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社代表取締役会長
名古屋商工会議所会頭

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

くり はら みつえ
栗原 美津枝

(1964年4月7日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

2022年度の取締役会への出席状況 25/25回 (100%)
社外取締役としての在任期間 3年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

- 1987年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行
- 2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所（派遣）
- 2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
- 2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
- 2013年 4月 同行企業金融第6部長
- 2015年 2月 同行常勤監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役（現在に至る）
- 2020年 6月 株式会社日本政策投資銀行退行
- 2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長（現在に至る）



<重要な兼職の状況>

- 株式会社価値総合研究所代表取締役会長
- 住友林業株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、過去に株式会社日本政策投資銀行でファイナンス、M&A、財務等の業務に携わるほか、現在は株式会社価値総合研究所の経営に携わるなど、ファイナンス、M&A、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

9

く どう よう こ
工 藤 陽 子

(1961年11月30日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

2022年度の取締役会への出席状況 20/21回 (95%)
社外取締役としての在任期間 1年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

- 1982年 4月 大成火災海上保険株式会社
(現損害保険ジャパン株式会社) 入社
- 1989年 6月 同社退社
- 1993年 9月 プライスウォーターハウス
(現プライスウォーターハウスクーパース) 入所
- 1996年11月 同所退所
- 1996年12月 アーンスト・アンド・ヤング入所
- 2005年 4月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 出向
- 2006年 1月 同法人転籍
- 2006年 5月 同法人プリンシパル
- 2020年 7月 同法人品質管理本部非監査契約審査部長
- 2022年 6月 同法人退所
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

ソフトバンク株式会社社外監査役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

工藤陽子氏は、長年にわたり日米の大手会計事務所で会計監査、財務会計アドバイザーサービス等の業務に携わるなど、会計・財務分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に、会計・財務分野の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

工藤陽子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

-
- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 工藤陽子氏の取締役会への出席状況については、2022年度中、2022年6月28日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 3 当社は橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝、工藤陽子の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 4 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 橋本孝之氏が2015年6月から2019年6月まで社外監査役として在任していた株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法にもとづく業務改善命令を受けました。
同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めると、その職責を果たしております。
- 6 事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」の「(2) 対処すべき課題」および「(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領に係る件ならびに託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いの件につきましては、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝および工藤陽子の各氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。
- 7 嶋尾正氏は、2023年6月27日をもって大同特殊鋼株式会社代表取締役会長を退任し、同社相談役に就任する予定であります。
- 8 社外役員の独立性判断基準については、19頁をご参照ください。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役寺田修一および濱口道成の2氏が任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

さわ やなぎ とも ゆき
澤 柳 友 之
(1961年7月30日生)

新任

所有する
当社株式の数 11,138株

<略歴、地位および担当>

- 1987年 4月 当社入社
- 2017年 4月 当社執行役員 長野支店長
- 2018年 4月 当社執行役員 長野支店長 兼 電力ネットワークカンパニー 長野支社長
- 2020年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社監査役（現在に至る）



<監査役候補者とした理由>

澤柳友之氏は、これまで当社長野支店長、中部電力パワーグリッド株式会社監査役などを歴任し、当社事業に精通していることから、監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

なか がわ せい めい

中 川 清 明

(1958年9月13日生)

新任

社外監査役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

<略歴および地位>

1984年 4月 東京地方検察庁検事
2010年 8月 法務省大臣官房審議官
2012年 1月 高知地方検察庁検事正
2013年 4月 最高検察庁検事
2014年 8月 静岡地方検察庁検事正
2015年10月 最高検察庁公安部長
2016年 9月 公安調査庁長官
2020年 5月 名古屋高等検察庁検事長
2021年 9月 退官
2021年12月 弁護士登録



<重要な兼職の状況>

弁護士

<社外監査役候補者とした理由>

中川清明氏は、公安調査庁長官、名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任し、法曹界での豊富な経験と高度な専門的識見にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査機能を期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

中川清明氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

(注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

2 中川清明氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

3 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

4 社外役員の独立性判断基準については、19頁をご参照ください。

(ご参考)

当社は、取締役会の構成、規模について、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に対する監督機能および中部電力グループ経営ビジョン2.0に掲げる、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする「変わらぬ使命の完遂」と事業環境の変化に対応した新しいサービスをご提供する「新たな価値の創出」の達成や「脱炭素社会実現」への貢献など経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスを踏まえ決定しています。

第3号および第4号議案が承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

当社はこれら各役員のを結集し、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営を深化させ、CSR（企業の社会的責任）を果たすことで、ステークホルダーのみならず、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

	氏名			当社における地位	取締役および監査役に求める専門性および経験								
					経	財	法	リ	技	D	マ	国	
取締役	かつ	の	さとの	代表取締役会長	●			●	●				
	はやし		きん	代表取締役社長 社長執行役員	●			●			●		
	みず	たに	ひとし	代表取締役 副社長執行役員	●	●	●						
	い	とう	ひさ	取締役 副社長執行役員				●	●	●			
	い	はら	いち	代表取締役 専務執行役員					●				
	はし	もと	たか	独立	社外取締役	●					●		●
	しま	お	ただし	独立	社外取締役	●						●	●
	くり	はら	み	独立	社外取締役	●	●						●
監査役	く	どう	よう	独立	社外取締役		●				●		●
	かた	おか	あき	常任監査役(常勤)	●	●		●					
	さわ	やなぎ	とも	監査役(常勤)				●	●				
	なが	どみ	ふみ	独立	社外監査役			●	●				●
	たか	だ	ひろ	独立	社外監査役	●			●			●	
	なか	がわ	せい	独立	社外監査役			●	●				●

※各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大3つまで記載しております。
上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

独立 独立役員候補者

- 経** 企業経営
- 財** 財務・会計
- 法** 法務
- リ** リスクマネジメント
- 技** 電力供給・環境に資する技術
- D** DX（デジタルトランスフォーメーション）・事業開発
- マ** マーケティング
- 国** 国際性・多様性

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

<株主（74名）からのご提案（第5号議案から第9号議案まで）>

第5号議案

定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

第1章 総則に以下の条を新設する。

（役員報酬等の個別開示）

第6条 役員報酬額は事業年度毎に個別に開示し、その算定基準を明らかにする。

（以下の各条数については1条ずつ繰り下げる）

◆提案の理由

役員報酬の個別開示を求める昨年の議案に対しては、3割近い賛成が得られた。同様の株主提案は他の異業種の上場企業でも多数行われ、高い賛成率を得ている。

金融庁は既に「企業内容等の開示に関する内閣府令」で「役員ごと」の報酬等の開示を義務付けているので、1億円未満の場合でも不開示にする必要はない。

諸外国では、上場企業の役員報酬額は個別に開示されており、さらに米証券取引委員会（SEC）は、役員報酬と会社業績の関係を開示するよう義務づける方針である。これは役員報酬が、取締役会の意見のような単なる「コストの問題」ではないということの意味する。

当社は様々な経営努力の一方で、カルテル問題や新電力の顧客情報の不正閲覧などの不祥事で課徴金を命じられるなど企業としての評価を下げた。こうした責任の軽重が役員報酬等にも反映されてしかるべきだ。

役員報酬の個別開示は、経営の透明性を高め投資家の評価を上げる効果も期待できる。

○取締役会の意見

当社は、法令にもとづき、取締役、監査役および社外役員それぞれの報酬等の種類別の総額および員数を事業報告において適正に開示しております。

各取締役の報酬は、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」にもとづき、経営目標の達成度合いや個人の業績などを踏まえ、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会から授権された社長が決定しており、各監査役の報酬は、監査役会における監査役全員の協議により決定しております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 第三者委員会の設置

第〇条 本社は、コンプライアンス違反に対しては、第三者委員会を設置して信頼性の回復に努める。

◆提案の理由

当社は、電力販売を巡ってカルテルを結んだとして公正取引委員会から275億円余の課徴金を命じられた。また、子会社である送配電会社の中部電力パワーグリッドが持つ競合他社の顧客情報を不正に閲覧していた。これらは、電力販売の競争を促す自由化の趣旨に反する悪質な行為と判断された。

グループ会社のトーエネックは静岡県函南町でメガソーラー開発の計画を進めていたが、立地自治体の条例違反などで住民の反対運動が活発化し、断念に追い込まれた。

また、子会社であるシーテックの岐阜県大垣市等での風力発電計画を巡って、大垣警察署と市民情報を共有したのは違法行為であると裁判所で認定された。

当社には「中部電力CSR宣言」があるが不祥事は止んでいない。問題が起きた場合は、必ず第三者委員会を設け、原因の分析と再発防止策の提言を受けて、全てのステークホルダーに結果を報告することとする。それにより当社の信頼と持続可能性を回復する。

○取締役会の意見

当社は、「中部電力グループコンプライアンス基本方針」において、「コンプライアンスなくして信頼なし 信頼なくして発展なし」を旨に、コンプライアンスに則って行動する企業風土を醸成し、社会からの高い信頼と支持を得る「良き企業市民」を目指すこととしております。

コンプライアンス違反が疑われる事象が発生した場合には、コンプライアンス推進会議などにおいて、社外役員や弁護士等の外部の視点も取り入れて事実調査や原因究明を行うとともに、実効性のある対策を策定し、適宜公表しております。また、グループ会社のコンプライアンス推進については、各社との定期的な意見交換を通じて連携強化を図るとともに、個別事象について必要な調査、報告、是正を求めるなど適切に対処しております。引き続き、これらの対応を着実に実施していくことで、ステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（3）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 電気事業の再構築

第〇条 本社は、国の進める「電力システム改革」の本来の目的である公平・公正な自由競争による電気事業の発展に資するため、送配電会社の中部電力パワーグリッドの株式を売却し、独立会社とする。

◆提案の理由

当社は電力システム改革の一環として、3年前送配電部門を中部電力パワーグリッド（中電PG）に法的分離し子会社化したが、今般、中部電力ミライズ等の従業員が中電PGの新電力の顧客情報を不正閲覧していたことが発覚した。その数はわずか10ヶ月間で40万件と、他社に比べ突出して多い。社内で不正の認識がありながら、何年も常態化していた可能性もある。

これは違法な個人情報の漏洩というだけでなく、送配電事業の中立性が確保されていなかったという重大な問題だ。

システムの物理分離が検討されてはいるが、送配電会社は電力会社から資本関係でも独立しなければ、中立性、公平性が担保できるとは言えない。

電力自由化で先行するEUでは小売と送配電事業の資本を分ける「所有権分離」が一般的であり、内閣府の有識者会議も、公正な競争環境の整備のために所有権分離も含めた提言をしている。

中電PGの株式は売却し、電気事業の再構築をすべきである。

○取締役会の意見

当社は、託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いについて、小売電気事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものとして重く受け止めております。

中部電力パワーグリッドでは、中立性評価専門委員会を新たに設置し、専門的な知見と客観性の観点からの外部評価を受けるなど、意識・風土面を含む法令等遵守の取り組みを強化しており、行為規制などに係る新たな体制の構築・運用を行っております。中部電力ミライズでは、行為規制に関するモニタリングや教育などを担う統括部署を新たに設置するとともに、外部専門家から遵守状況の管理・評価に関する助言を受けるなど、内部統制の強化やコンプライアンス意識のさらなる向上に取り組んでおります。また、両社は、託送情報に係る情報システムの物理分割も確実に実施してまいります。

当社では、社外監査役や弁護士を含む再発防止等合同検討会議において、これらの取り組み状況などを確認し、引き続き再発防止を徹底してまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 安全最優先

第〇条 本会社は、安全最優先を原則とし、浜岡原子力発電所をすみやかに廃止する。

◆提案の理由

ウクライナ戦争では、原発が容易に攻撃対象となることが明白になった。

日本の原発のテロ対策の脆弱性についても多々指摘されている。

福島原発事故は12年経った今もまだ「原子力緊急事態宣言」が解除されず、年々劣化していく構造物の中で溶け落ちた核燃料の取り出しは絶望的だ。福島の事故では、全くの偶然で最悪シナリオが回避されたが、それでも廃炉・賠償費用は7年前の経産省の試算でも21兆円超。化石燃料の価格高騰を理由に危険な原発を稼働するのは、安全性よりも一時的な経済性を優先しているだけである。

昨年7月東京地裁は、東京電力の株主が起こした株主代表訴訟で、福島原発事故を起こした元取締役らに対して、連帯して13兆円余を賠償するよう命じた。

浜岡原発は、必ず到来する南海トラフ巨大地震の震源域の真上に位置する最も危険な原発であり、株主からの再三の提案を退けるなら、当社取締役は東京電力以上の責任を覚悟しなければならない。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、新規規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を着実に実施しております。

テロや軍事攻撃に関しては、原子炉等規制法にもとづく対策を着実に実施することや、国民保護法にもとづき国民保護業務計画を策定したうえで、国や自治体との連携を一層強化することなどにより、適切に対応しております。

今後も、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に浜岡原子力発電所の再稼働に向けて取り組んでまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（5）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 核（原子）燃料サイクル計画

第〇条 本社は、実現性が乏しい核（原子）燃料サイクル計画を中止し、使用済み核燃料の再処理を行わない。

◆提案の理由

青森県六ヶ所村にある再処理工場は昨年、完成目標の更なる延期を発表した。延期は26回目だ。再処理工場は1997年に完成予定だったが、延期を繰り返して既に26年経ち、完成どころか施設の老朽化が危ぶまれる事態となっている。

危険で実現性が全く無く、消費者の電気代を基にした14兆円を超える総事業費が無駄になると、私たちは核（原子）燃料サイクルからの撤退を求める株主提案をたびたびしてきた。しかし取締役会はいつも反対し、その理由は「エネルギー資源の乏しいわが国において、原子燃料サイクルを確立することが重要と考えています」という。重要であっても確立できなければ絵空事ではない。

世界的には再生可能エネルギーが最も安い電力となり、今後もコストダウンが見込まれている。急激な電気料金の高騰で消費者は困惑し、電力会社に厳しい目をむけている。コスト面から考えても、核燃料サイクルに固執しては企業として生き残れない。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。また、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルの確立が重要と考えております。2023年2月に閣議決定されたGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針においても、原子燃料サイクルを推進することが明記されております。

使用済み燃料の再処理については、すでに国内外でその実績があることに加え、六ヶ所再処理工場においても、使用済み燃料を用いた試験を実施済みであり、安全運転できることが確認されております。また、同工場については、新規規制基準への適合性確認審査を受けており、竣工に向けた取り組みが着実に実施されております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

<株主（2名）からのご提案（第10号議案）>

第10号議案 定款一部変更の件

◆提案の内容

以下の条項を、本会社の定款に追加的に規定する。

第〇章 移行計画

(2050年炭素排出実質ゼロシナリオと資本配分との整合)

第〇条 本会社は、本会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスク及びこれに伴う事業機会を踏まえ、本会社の2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標に基づき、本会社の重要な戦略的資本投資を、いかに2050年炭素排出実質ゼロシナリオと整合させるかについて明記した方針（以下「本方針」という。）を策定し、これを開示する。

② 本方針の実行を促進するため、本会社は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロシナリオが本会社（本会社の全てのグループ会社及び事業セグメントを含む）の戦略的資本投資の根拠となる前提、費用、試算及び評価額に与え得る影響を評価し、これを報告する。但し、開示の対象は、営業秘密に該当する情報を除くものとする。

◆提案の理由

本提案は、本会社の移行計画が、2050年炭素排出実質ゼロシナリオに整合しているかを株主が評価・判断する上で必要な情報の開示を求めるものである。

中部電力グループは化石燃料関連事業の拡大戦略を掲げており、重大な移行リスクを抱えているため、全事業セグメントの資本配分を2050年炭素排出実質ゼロシナリオと整合させた枠組みを含む移行計画を策定し、財務リスクを軽減する必要がある。

本提案が求める開示は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、投資家団体（CA100+等）、他国における株主提案等を通じ、投資家が求める情報開示に合致する。世界の同業他社でも本提案と同様の情報が開示され、化石燃料からの転換を進めている。

本提案の可決により、株主は自らの資産の保全に必要な重要情報を知り得る。また、本会社は脱炭素経済への移行におけるリスクと事業機会の適切な管理を行い、企業価値を維持向上することが可能となる。

○取締役会の意見

中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロに挑戦するゼロエミチャレンジ2050を掲げ、お客さま、社会とともに脱炭素社会の実現に取り組んでおります。この目標を達成するうえでは、エネルギーの安定供給を全うしつつ、再生可能エネルギーの拡大、原子力発電の最大限の活用に加え、水素やアンモニアの新技术の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切にトランジション（脱炭素化に向けた移行）を進めていくことが重要であると考えております。また、経営ビジョン2.0において、再生可能エネルギー事業を中心として、2030年度までに4,000億円程度の戦略的投資を行うことを掲げており、短期的には太陽光発電、中期的には水力・バイオマス・陸上風力発電、長期的には洋上風力・地熱発電の開発・保有拡大を全国で積極的に推進してまいります。これらの取り組みを通じて「S（安全性）+3E（安定・安価・環境への適合）」を達成することにより、企業価値の向上を実現してまいります。

当社は、国の「GXリーグ基本構想」に賛同し、国が掲げる国際公約に整合する目標設定を行うとともに、当該目標に対する進捗を毎年開示することとしております。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿って、脱炭素化の移行段階に応じた最新の情報をもとに、気候変動リスク・機会がもたらす影響を評価し、当該影響評価にもとづく取り組みを中部電力グループレポートに掲載しております。今後みなさまのご意見を踏まえ、開示の充実に努めてまいります。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

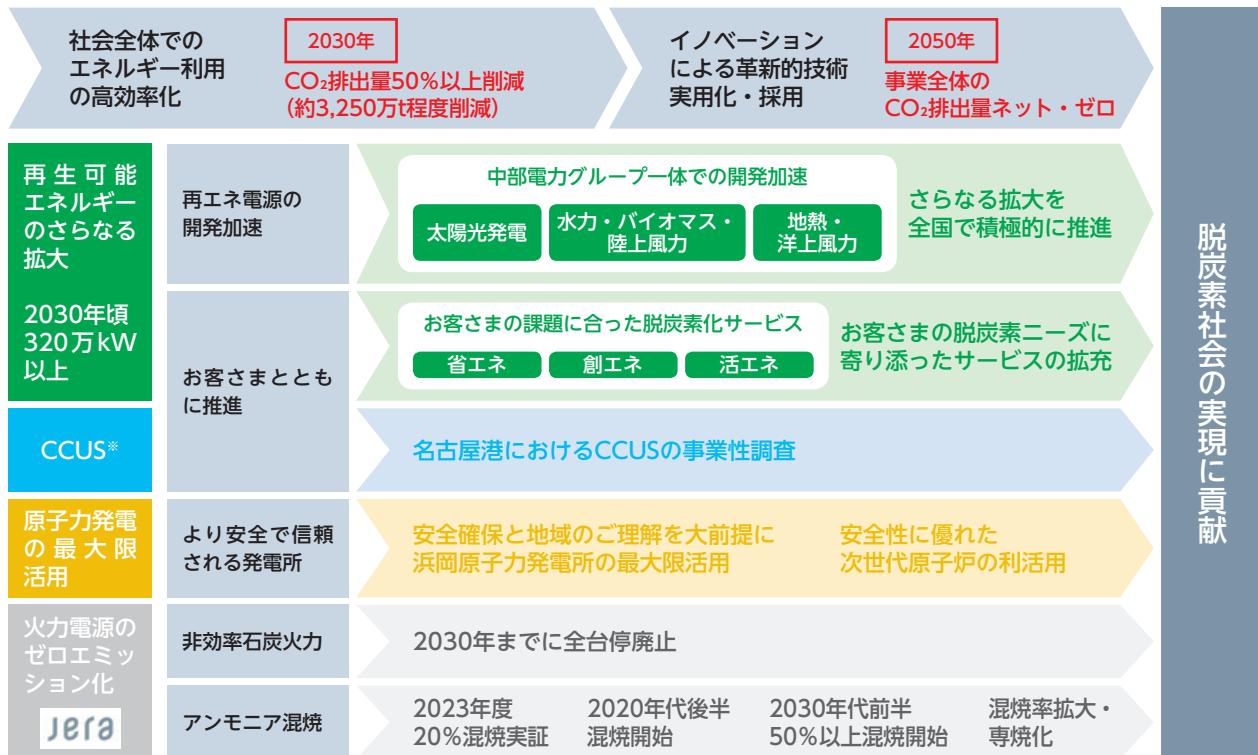
したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

ご参考 脱炭素社会実現に向けて

中部電力グループは、脱炭素社会の実現に向け、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050およびJERAゼロエミッション2050を策定し、再生可能エネルギーの拡大や、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組んでおります。

(参考) 販売由来のCO₂排出量 2021年度実績：4,158万t-CO₂



※二酸化炭素回収・利用・貯留

主な施策のCO₂削減規模

単位：万t-CO₂/年

浜岡原子力発電所の活用

3・4・5号機が再稼働した場合

約 800~900万t

非効率石炭火力電源の調達見直し

非効率石炭火力を他電源に代替した場合

約 400~500万t

石炭火力へのアンモニア混焼推進

100万kW級石炭火力1~2基にアンモニア20%混焼した場合

約 100~200万t

開示における取組状況（TCFD等）

当社は2019年にTCFDに賛同を表明し、以降、適宜、開示を進めてきております。（以下、各年度における新規開示事項）

項目	2022年度に開示した内容	2023年度に開示予定の内容
ガバナンス リスク	—	●各会議体における気候変動に係る審議状況（下表参照）
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ●パリ協定に沿ったシナリオ選定（1.5度シナリオ他） ●中期的財務影響の定量化（脱炭素領域投資額・利益貢献額、浜岡燃料費削減効果） ●火力発電資産の耐性に係る定性的評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素における主要施策のKPI・進捗 ●短中期財務影響の定量化（CO₂削減価値等） ●財務影響額・時間軸の定義化（①大／中／小の金額水準，②短期／中期／長期の年限の明示） ●「火力発電資産の耐性に係る分析」の具体化（金額・割合）（火力発電資産簿価（非効率石炭設備容量比），CO₂コスト等）
指標・目標	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂削減貢献量の定量化（浜岡再稼働，非効率石炭調達見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ●CO₂削減貢献量の定量化*（アンモニア混焼） ●GXリーグへの参画に伴う目標設定（短中期目標） ●内部炭素価格設定における精緻化（短期／中長期を区分して参照） ●脱炭素事業への投資額および収益ならびに研究開発投資額
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者認証の取得（対象：2021年度CO₂排出量実績） 	<ul style="list-style-type: none"> ●スキルマトリクスにおける「環境スキル」の追加*

※本招集ご通知にて開示済み

<参考>取締役会・ゼロエミッション推進会議での気候変動に係る主な議論内容／回数（2022年7月～2023年5月）

<p>取締役会：7回 （取締役意見交換会含）</p> <p>（注）定期的に全取締役および全監査役の間で意見交換を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素に向けた短中期目標およびロードマップの方向性 ●グループレポート（統合報告書）制作方針（脱炭素に係る開示方針）（主な議論）「ゼロエミチャレンジ2050」に向けたロードマップの精緻化など、脱炭素領域に係る開示でのさらなる定量化・具体化を進めていくことを確認。 ●資本市場との対話内容（気候変動に係る具体的情報等の開示要請，役員報酬へのESG指標組込・報酬額根拠のさらなる開示充実への要望等）
<p>ゼロエミッション 推進会議：2回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●アンモニア／水素関連の取り組み ●再生可能エネルギー事業拡大に関する取り組み

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

はじめに、公正取引委員会からの独占禁止法にもとづく課徴金納付命令などの受領、ならびに託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いに関し、株主のみなさまに多大なご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

今後、二度と独占禁止法に関する疑いを持たれることがないように、コンプライアンス徹底策を着実に実施するとともに、行為規制および情報管理を徹底してまいります。

中部電力グループは、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、事業環境の変化に応じ、常により高いレベルでの意識と行動を実践してまいりますので、引き続きご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業報告の内容を分かりやすくお伝えするため、当社ホームページ上で、映像とナレーションによるビデオ映像を公開いたしておりますので、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/

2022年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響が残る中、景気の緩やかな持ち直しの動きが継続しました。一方で、世界的な金融引締めなどにより、景気の下振れが懸念されております。

燃料価格につきましては、ウクライナ情勢や急激な円安進行などを背景として大幅に高騰しました。足元ではピーク時から比較すると一時的に下落したものの、ボラティリティ（変動性）が高い状態が継続しております。

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、暮らしや働き方などの新しい生活様式の浸透とともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）や脱炭素化への取り組みの進展により、社会構造そのものが大きく変容しております。とりわけ、2050年カーボンニュートラル実現を見据え、GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針が閣議決定されるなど、エネルギー事業を取り巻く環境は大きな転換点を迎えております。

昨年4月、当社は、経営ビジョン2.0の実現に向けて新たに中期経営目標を掲げ、事業構造の変革を通じた新たな収益源の獲得・拡大に取り組むとともに、グループ一体となって脱炭素化された安心で安全な分散・循環型社会の実現に向け、取り組んでおります。



燃料価格のボラティリティが高い中においても、お客さまに安定して電気をお届けするため、中部電力ミライズにおいて、ご家庭などの低圧のお客さまを対象とした一部料金メニューの燃料費調整額（燃調収入）の算定に用いる平均燃料価格の上限を廃止するとともに、特別高圧・高圧の標準料金メニューの見直しにより、燃料価格に加え卸電力取引市場価格の変動も反映させる仕組みを導入いたしました。

対象となるお客さまにはご負担をお願いすることになりますが、安定的な電力供給に加え、より一層の経営効率化とお客さまニーズに応じた魅力的なサービスの開発・提供などを実施してまいります。

2022年度の電力供給につきましては、水力発電所の安定的な運用や、J E R Aによる継続的な燃料確保に取り組むことにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。

夏季には安定供給に必要な予備率が厳しい見通しとなるなど、一時的に需給ひっ迫が生じるおそれもありましたが、J E R Aによる休止火力発電所の再稼働や、デマンドレスポンスサービスを通じてお客さまに節電にご協力いただいたことなどにより、必要な供給力を確保することができました。

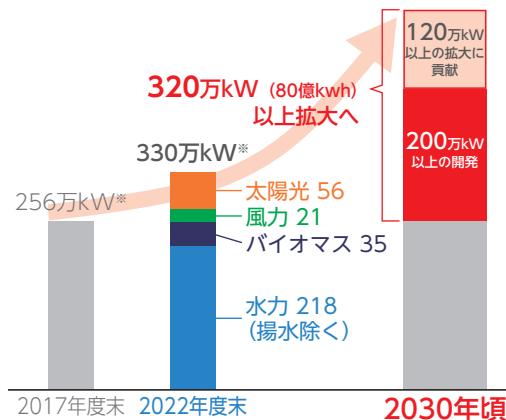
浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めるとともに、3・4号機について同委員会による適合性確認審査を受けております。当初計画した4号機の設備対策の主な工事については概ね完了しておりますが、今後も、審査対応などにより必要となった追加の設備対策については、可能な限り早期に実施してまいります。

また、現場対応力の強化に向けた教育・訓練の充実や防災体制の整備を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

再生可能エネルギーの拡大につきましては、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW（80億kWh）以上の拡大に貢献」の目標達成に向け、グループ一体となって取り組んでおり、2022年度末時点における進捗は、グループ全体で目標の320万kWに対して約74万kW（23%程度）となっております。



浜岡原子力発電所



※ グループ会社を含む容量（開発決定後）

再生可能エネルギーの拡大目標と進捗

2022年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、燃調収入の増加などから、前年度と比べ47.4%増加し3兆9,866億円となりました。

連結経常損益は、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれについて差損が縮小したことや、中部電力ミライズにおける電源調達ポートフォリオの見直しなどによる市場価格高騰影響の抑制、調達コストを踏まえた販売活動の展開などから、前年度と比べ1,244億円改善し651億円の利益となりました。

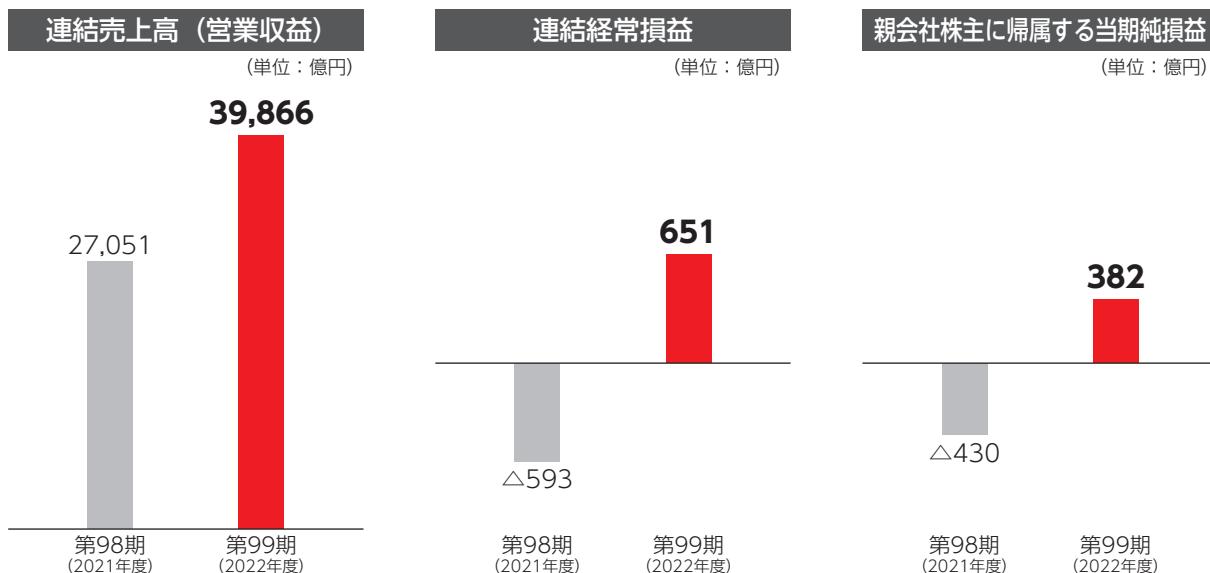
なお、期ずれを除いた連結経常利益は、1,560億円程度と、前年度と比べ890億円程度の増益となりました。

また、独占禁止法関連損失275億円や子会社などにおける固定資産の減損損失142億円を特別損失に計上した一方、政策保有株式の一部を売却したことなどにより有価証券売却益453億円を特別利益に計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は812億円改善し、382億円の利益となりました。

2022年度の収支状況や業績の詳細につきましては、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryu/kessan/



各セグメント別の業績（内部取引消去前）につきましては、次（31頁から33頁）のとおりであります。

ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力・ガスの販売と各種サービスの提供

【業績】

2022年度の中部電力ミライズの販売電力量は、他事業者への切り替え影響や、産業用電力の需要減などから、前年度と比べ6.0%減少し1,024億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社、関連会社の合計の販売電力量は、前年度と比べ4.1%減少し1,130億kWhとなりました。

売上高につきましては、燃調収入の増加などから、前年度と比べ52.4%増加し3兆908億円となりました。

経常損益は、卸電力取引市場価格の高騰はあったものの、電源調達ポートフォリオの見直しなどによる市場価格高騰影響の抑制や調達コストを踏まえた販売活動の展開などから、前年度と比べ1,483億円改善し648億円の利益となりました。

【2022年度の取り組み】

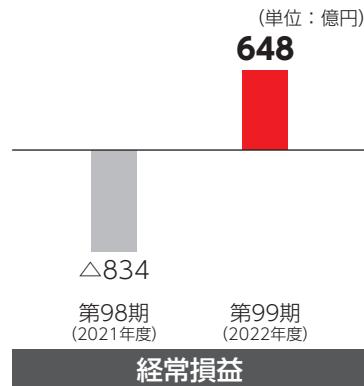
電気・ガスなどのお届けを通じて築いてきたお客さまとのつながりをもとに、お客さまの暮らしを豊かにするサービスや、ビジネス上の課題解決を実現するサービスの提供を進めております。

脱炭素社会の実現に向けては、「ミライズGreenでんき」によるCO₂フリー電気のお届けやお客さまに初期費用やメンテナンス費用をお支払いいただくことなく、太陽光発電をご利用いただけるサービスの提供を通じて、再生可能エネルギーの普及・拡大と地産地消に貢献しております。さらに、デマンドレスポンスサービス「NACHARGE」の提供を開始するなど、電気を効率的にご利用いただくための取り組みを拡充しております。今後もお客さまと一体となって、脱炭素などの社会課題の解決に取り組んでまいります。

また、燃料価格のボラティリティが高い中においても、お客さまに安定して電気をお届けするため、低圧の一部料金メニューの燃料費調整制度の変更や、特別高圧・高圧の標準料金メニューの見直しをさせていただきました。一方で、足元の燃料価格が標準料金メニューの見直し検討時に比べて低位で推移していることや、中部電力グループ全体で取り組んでいる経営努力を踏まえ、低圧のお客さまに対しては、省エネや脱炭素化、電気料金の負担軽減につながるキャンペーンなどを、特別高圧・高圧のお客さまに対しては、電気料金の負担軽減策を実施してまいります。

「NACHARGE」とは、電力の需給状況や再生可能エネルギーの発電量などにあわせて、お客さまに節電や電気使用時間の変更などのアクションを実施いただくことにより、貢献量に応じたポイントを進呈するサービスです。

<https://katene.chuden.jp/clubkatene/nacharge/index.html>



パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力ネットワークサービスの提供

【業績】

2022年度の中部エリアの需要電力量は、夏季の気温影響による冷房設備の稼働増はあったものの、産業用電力の需要減や冬季の気温影響による暖房設備の稼働減などから、前年度と比べ2.4%減少し1,243億kWhとなりました。

売上高につきましては、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく購入電力の卸電力取引市場への販売単価の上昇や、需給調整取引に係る収益の増加などから、前年度と比べ24.1%増加し1兆1,161億円となりました。

経常損益は、減価償却方法の変更による費用の減少に加え、効率化による費用削減や、需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の低減に取り組んだことなどから、前年度と比べ218億円改善し70億円の利益となりました。

【2022年度の取り組み】

再生可能エネルギーの接続可能量の拡大に向けて、電力系統設備・運用の高度化に取り組むとともに、中部エリアの安定供給に必要な予備力・調整力の確保や、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強などを着実に進め、需給安定に努めております。また、「地域別電力需要予測」などを用いた分散型電源の最大限の活用や、送配電設備の合理化に取り組んでおります。

ネットワークの次世代化につきましては、当初の予定通りスマートメーターの設置は完了し、今後は次の定期取替に向け次世代スマートメーターの導入検討を進めるとともに、引き続き新型電圧調整器の設置などを進めてまいります。

また、2023年4月より託送料金を改定いたしました。必要な投資を効率的かつ計画的に実施しながら、引き続きさらなる効率化に取り組むことで、託送料金の抑制に努めてまいります。

そして、2050年における目指す姿を掲げた中部電力パワーグリッドビジョンの実現に向け、脱炭素化に向けた取り組みの推進および地域のニーズに寄り添ったサービスの展開により、地域の未来像実現に貢献できるよう努めてまいります。

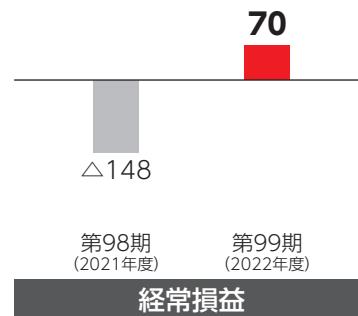
「地域別電力需要予測」とは、エネルギー政策・技術動向、経済指標・人口動態などの地域特性にもとづく需要成長・分散型電源の普及を想定し、きめ細かい供給エリア・時間単位の将来需要を予測するものです。

詳細につきましては、以下をご参照ください。

https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1209604_3281.html



(単位：億円)



Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売

【J E R A による当社業績への影響】

J E R A による当社連結経常損益への影響は、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれについて差損の縮小はあったものの、LNGスポット価格の高騰による収支の悪化などから、前年度と比べ239億円悪化し242億円の損失となりました。なお、期ずれを除いたJ E R A による連結経常利益への影響は670億円程度となりました。

(注1) J E R A は持分法適用関連会社のため、J E R A の売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

【2022年度の取り組み】

燃料上流・調達から発電、電力・ガス販売にいたるバリューチェーンの最適運用、効率的運営に努めつつ、安定的な燃料調達などエネルギーの安定供給確保における重要な役割も担っております。

燃料制約や需給ひっ迫の回避に向けては、休止火力発電所の再稼働などを通じ、追加供給力の確保などに取り組むとともに、需給変化を迅速に捉え、J E R A の子会社である J E R A G l o b a l M a r k e t s を通じた機動的な調達により、安定的な燃料確保に努めてまいりました。

また、エネルギーの安定供給を確保しながら、2050年時点で国内外の事業から排出されるCO₂を実質ゼロとするJ E R A ゼロエミッション2050に向けた取り組みを進めております。

まずは発電時にCO₂を排出しない燃料であるアンモニアの混焼技術の確立を目指し、碧南火力発電所4号機において、アンモニア20%混焼の実証試験に着手します。さらに、燃料アンモニアの製造や調達に向けた協業の検討を進めるなどサプライチェーン構築にも取り組んでおります。

(注2) J E R A ゼロエミッション2050は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性、政策との整合性を前提としております。J E R A は、引き続き、自ら脱炭素技術の開発を進め、経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



J E R A ゼロエミッション2050の詳細やその達成に向けた取り組みにつきましては、以下をご参照ください。

<https://www.jera.co.jp/corporate/about/zeroemission>

(2) 対処すべき課題

中部電力グループは、経営ビジョン2.0において、2030年に連結経常利益を2,500億円以上に拡大すること、バランスの取れた事業ポートフォリオの構築により、急激に変化する事業環境下にあっても、利益成長を積極的に追求することを掲げております。また、その実現に向けたマイルストーンとして、「2025年度に連結経常利益1,800億円以上、ROIC3.0%以上」の中期経営目標を設定いたしました。

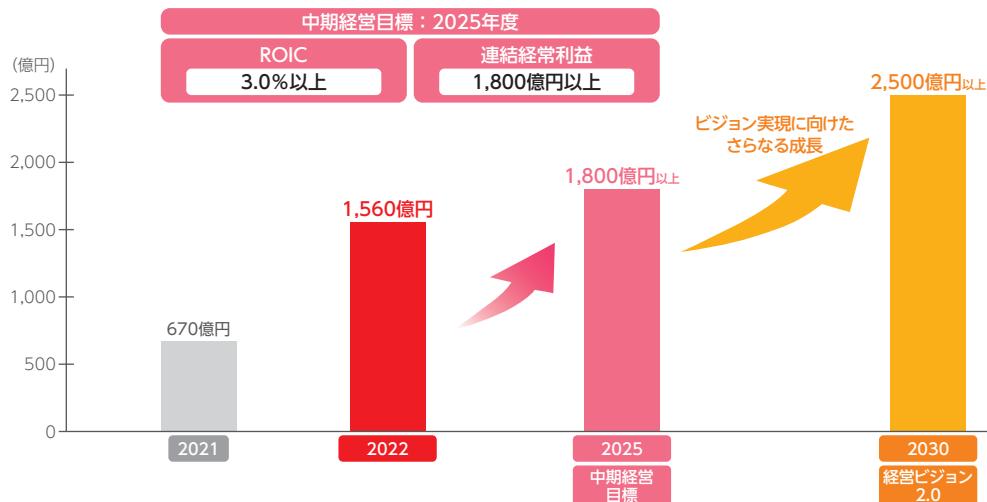
2022年度の連結経常利益は、燃料価格の高騰などに伴う電源調達コストの増加により、一時赤字見通しとなるなど、大変厳しい状況となりましたが、最終的には中期経営計画における利益回復水準の目安を超える1,560億円程度の利益を確保することができました。一方で、依然として、ウクライナ情勢に係る地政学リスクなどは残存するなど、燃料価格のボラティリティが高い不透明な環境が継続することが想定されます。このため、安定的なエネルギーの提供を通じ、まずは国内エネルギー事業の収支安定化に取り組むことが重要と考えております。加えて、新成長領域やグローバル事業のさらなる拡大などを通じて、持続的な成長を実現し、中期経営目標の達成を目指してまいります。

将来にわたり選ばれ続ける企業であるために、お客さまの負担軽減策や安定的な配当をはじめとした、さらなる付加価値提供に努め、ステークホルダーのみなさまとともに、中長期的な社会の持続的な発展に貢献してまいります。

経営ビジョン2.0および中期経営計画の詳細やその進捗状況につきましては、以下をご参照ください。

経営ビジョン：https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/

中期経営計画：https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/management/



※燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれを除く

【安全・安価で安定的なエネルギーのお届け】

燃料価格のボラティリティの激しさや、為替変動によって、エネルギー市場の不確実性が高まり、不安定な事業環境が継続しておりますが、いかなる状況においても、バリューチェーン全体で良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けするという「変わらぬ使命」をグループ一丸となって完遂してまいります。

このため、まずは燃料調達の安定化を図るとともに、電源調達ポートフォリオの見直しや、電力先物、燃料先物取引などのヘッジ手法を適切に組み合わせてまいります。また、お客さまに電気を効率的にご利用いただくデマンドレスポンスの活用などのサービス拡充にも取り組んでまいります。

自然災害の激甚化や送配電設備の高経年化など、レジリエンス向上の取り組みもより一層重要となっております。引き続き、設備のメンテナンスを確実に行いつつ、中長期的な視点から、高経年化設備の更新を計画的に進めてまいります。

また、太陽光発電をはじめとした自然変動電源が大量導入され、需要の増加と太陽光発電量などの低下が重なる冬季に需給ひっ迫が生じやすくなっております。この課題に対し、休止火力発電所の再稼働などを通じ、追加供給力の確保などに取り組むとともに、他の一般送配電事業者との連携も含めた日々の系統運用・需給調整により、周波数や電圧を適切に維持し、中部エリアの安定供給に努めつつ、全国の安定供給にも寄与してまいります。



東京中部間（50・60Hz地域間）を連系する飛騨変換所（容量90万kW）



高圧発電機車による災害復旧作業

【浜岡原子力発電所の再稼働に向けた取り組み】

浜岡原子力発電所については、「福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない」という固い決意のもと、安全性向上対策を進めております。3・4号機については、原子力規制委員会による新規規制基準への適合性確認審査を受けており、基準地震動・基準津波の確定に向けて着実に進捗しております。これらが概ね確定した後は、プラント関係審査に対応していくとともに、これらにもとづき安全性向上対策の有効性をはじめ浜岡原子力発電所の安全性に係る理解活動を実施してまいります。

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

今後も、新規規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に浜岡原子力発電所の再稼働に向けて取り組んでまいります。



タイベックスーツを着用した夜間訓練
(窒素供給車両への電源接続)



避難者の緊急搬送、放射性物質による
汚染傷病者の緊急搬送
連携機関：菊川警察署、御前崎市、
御前崎市消防本部、御前崎海上保安署



オンライン見学会
(浜岡原子力館からライブ中継)



発電所キャラバン
地域イベント会場

【脱炭素社会実現に向けた取り組み】

中部電力グループは、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050およびJ E R Aゼロエミッション2050にもとづき、再生可能エネルギーの拡大や、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組むとともに、社会・お客さまと一体となって進めるエネルギー利用の電化・脱炭素化を通じて、脱炭素社会の実現を目指しております。また、国の「GXリーグ基本構想」に賛同し、CO₂排出量削減に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

経営ビジョン2.0で掲げた「2030年頃に、保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW（80億kWh）以上の拡大に貢献」という目標の達成に向け、短期的には太陽光発電、中期的には水力・バイオマス・陸上風力発電、長期的には洋上風力・地熱発電の開発・保有拡大を全国で積極的に推進してまいります。同時に、小規模分散が主体となる太陽光については、グループ会社による設備の保守・施工などに加えて、お客さまのお役立ちにつながる付加価値サービスを提供してまいります。

また、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強に努めるなど、再生可能エネルギーの拡大に貢献してまいります。

2022年度の再生可能エネルギーの主な運転開始地点



【新しいコミュニティの形の創造に向けた取り組み】

中部電力グループは、さまざまな領域で「つながることで広がる価値」を創出し、生活の質を向上させるサービスを充足させることで、地域社会やお客さまが求める新たな価値の提供を目指してまいります。

不動産事業につきましては、日本エスコン、中電不動産を中心にまちづくりに一層貢献するとともに、資源循環・上下水道・地域交通などといった地域インフラ事業については、さまざまなパートナーのみなさまと連携して脱炭素・循環型社会の構築を進めてまいります。また、医療・健康といった生活関連事業の拡大により、地域の健康寿命の延伸などに寄与してまいります。

今後も、地域のみなさまやパートナーとの連携を大切にしながら、「新しいコミュニティの形」の創造に挑戦してまいります。

不動産事業



エスコンフィールド北海道
(日本エスコン)



名古屋市瑞穂区でのまちづくりの開発
(中電不動産)

地域インフラ事業

資源循環事業

地域の未利用資源・
環境価値のさらなる活用



森林事業

森林資源の有効活用
森林環境の保全



地域・お客さま



上下水道事業

上下水道インフラ運営の
効率化・高度化



地域交通事業

地域特性に応じた持続可能な
交通サービスの提供



脱炭素社会実現

循環型社会実現

地域課題解決

当社および中部電力ミライズは、本年3月30日、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関し、公正取引委員会から独占禁止法にもとづく課徴金納付命令などを受けました。本命令の内容については、当社と公正取引委員会との間で、事実認定および法解釈に見解の相違があるため、取消訴訟を提起し、司法の判断を求めてまいります。

また、託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いにつきましては、公正な競争を阻害するおそれのあるものであり、大変重く受け止めております。本事案を受け、中部電力パワーグリッドおよび中部電力ミライズにおいて、それぞれ原因を分析し、再発防止策を策定するとともに、当社も加えた3社で、再発防止策の妥当性や実施状況を確認しております。

中部電力グループは、従前より、企業の社会的責任を果たすため、C S R宣言にもとづき事業活動を進めており、そのことがE S G経営の深化や、S D G sの課題解決に貢献するものと考えております。今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じて、コンプライアンスを徹底することで、C S Rを完遂してまいります。

中部電力グループのE S Gの取り組みにつきましては、以下をご参照ください。

<https://www.chuden.co.jp/ir/esg/>

(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	288億円
パ ワー グ リ ッ ド	1,421億円
そ の 他	1,060億円
内 部 取 引 消 去	△147億円
合 計	2,622億円

建設中の主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
新 設	下伊那変電所	60万kVA
増 設	東栄変電所	220万kVA
増 設	東清水変電所 周波数変換装置	60万kW

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額 1,502億円
償還額 800億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行額 ———
償還額 790億円

② 借入金

借入額 6,700億円
(うち子会社の借入額2,519億円)
返済額 5,357億円
(うち子会社の返済額2,196億円)

(5) 事業の譲渡，合併等企業再編行為等

特記すべき事項はありません。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度	第 99 期 2022年度
売 上 高 (営 業 収 益)	30,659億円	29,354億円	27,051億円	39,866億円
経常利益または経常損失 (△)	1,918億円	1,922億円	△593億円	651億円
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失 (△)	1,634億円	1,472億円	△430億円	382億円
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	216.11円	194.65円	△56.9円	50.56円
総 資 産	55,008億円	56,863億円	61,747億円	64,551億円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	40 億円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	76 億円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
CEPO半田バイオマス発電株式会社	4.9億円	90.0%	バイオマス発電事業
ダイヤモンドパワー株式会社	1.2億円	100.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	400 億円	100.0%	一般送配電事業等
中電配電サポート株式会社	0.3億円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・用地業務等
株式会社日本エスコン	165.1億円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業
株式会社トーエネック	76.8億円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーテック	7.2億円	100.0%	送電線・変電所・水力発電所等の工事および電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	2.4億円	100.0%	火力・原子力発電所の保守工事
株式会社テクノ中部	1.2億円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および環境関連事業
中電不動産株式会社	1 億円	100.0%	不動産の賃貸および管理
株式会社中電オートリース	1 億円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の販売
株式会社トーエネックサービス	1 億円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	1 億円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および保守
株式会社ピカソ	0.9億円	100.0%	不動産の賃貸事業
中部精機株式会社	0.6億円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
旭シンクロテック株式会社	0.4億円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
中電クラブス株式会社	0.2億円	100.0%	電柱広告、リース、損害保険代理および印刷

(注) 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、さまざまな事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

[事業所]

事業所名	所在地
本店	愛知県名古屋市
静岡支店	静岡県静岡市
東京支社	東京都千代田区

[発電所]

区分	発電所名 (所在地)
水力 (出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二 (愛知県)、 奥美濃、高根第一、馬瀬川第一、徳山 (以上岐阜県)、 平岡 (長野県)
原子力	浜岡 (静岡県)

② 重要な子会社の本店所在地

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
ミライズ		株式会社日本エスコン	東京都港区
中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市	株式会社トーエネック	愛知県名古屋市
株式会社シーエナジー	愛知県名古屋市	株式会社シーテック	愛知県名古屋市
CEPO半田パイオマス発電株式会社	愛知県半田市	株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区	株式会社テクノ中部	愛知県名古屋市
パワーグリッド		中電不動産株式会社	愛知県名古屋市
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県名古屋市	株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市	株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
		株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
		株式会社ピカソ	大阪府大阪市
		中部精機株式会社	愛知県春日井市
		旭シンクロテック株式会社	東京都港区
		中電クラブス株式会社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
ミ ラ イ ズ	1,576名	12名
パワーグリッド	10,176名	△183名
そ の 他	16,615名	173名
合 計	28,367名	2名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者、休職者等を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者等を含む）を記載しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	2,630億円
株式会社みずほ銀行	2,152億円
明治安田生命保険相互会社	1,981億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,734億円
株式会社三井住友銀行	1,702億円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関する独占禁止法にもとづく排除措置命令および課徴金納付命令の受領

当社および中部電力ミライズは、2021年4月13日に中部地区等における特別高圧電力、高圧電力の供給に関して、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、本年3月30日、当社は独占禁止法にもとづく課徴金納付命令（201億8,338万円）を、中部電力ミライズは独占禁止法にもとづく排除措置命令および課徴金納付命令（73億7,252万円）を、公正取引委員会からそれぞれ受けました。各命令について、当社および中部電力ミライズは、公正取引委員会との間で、事実認定と法解釈について見解の相違があることから、同日、取消訴訟を提起することを決定いたしました。今後、訴訟において当社の考え方を説明し、司法の公正な判断を求めてまいります。

② 公正取引委員会による立入検査・調査（上記①以外）

当社および中部電力ミライズは、2021年4月13日に中部地区における低圧電力、都市ガスの供給等に関して、および同年10月5日に中部地区における特別高圧電力、高圧電力、大口需要家向け都市ガス等に係る供給に関して、それぞれ独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。立入検査を受けた事実を真摯に受け止め、公正取引委員会の調査に協力しております。

③ 託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱い

中部電力パワーグリッドにおいて、託送業務システムで管理しているお客さま情報を中部電力ミライズおよびその委託先へ漏えいした事案が判明し、中部電力ミライズにおいて、同社従業員が顧客管理システムを通じて中部電力ミライズ以外の小売電気事業者と契約しているお客さま情報を閲覧していた事案が判明いたしました。この件に関し、両社は、本年4月17日、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受けており、本年5月12日までに、当該業務改善勧告に対応する報告を行う予定です。

また、中部電力パワーグリッドにおいて、経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムを閲覧するために付与されたIDおよびパスワードを適切に管理しておらず、同システム上で中部電力ミライズの従業員においてもF I T認定情報が閲覧可能な状態となっていた事案が判明いたしました。この件に関し、両社は、本年4月17日、資源エネルギー庁より指導を受けており、本年5月12日までに、当該指導に対応する報告を行う予定です。

これらの事案について、小売電気事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものとして重く受け止めており、今後同じような事案を生じさせないという強い決意を持って、意識・風土面を含む法令遵守の取り組みを強化するとともに、行為規制等に係る新たな体制を構築いたしました。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

11億9,000万株

発行済株式の総数

7億5,800万株

(2) 株主数

235,383名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	114,691千株	15.2%
明治安田生命保険相互会社	35,516千株	4.7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	33,597千株	4.4%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	24,061千株	3.2%
日本生命保険相互会社	23,419千株	3.1%
中部電力自社株投資会	18,487千株	2.4%
株式会社三菱UFJ銀行	11,478千株	1.5%
株式会社三井住友銀行	11,207千株	1.5%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505253	9,533千株	1.3%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	9,213千株	1.2%

(注) 出資比率は、自己株式（138万8,908株）を控除して計算しております。

(4) 職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

〔取締役に交付した株式の区分別合計〕

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	9,750株	6名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況
勝野 哲	代表取締役会長
林 欣吾	代表取締役社長 社長執行役員
水谷 仁	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO, 統括CKO, CCO
伊藤 久徳	取締役 副社長執行役員 人財戦略室統括 経営戦略本部長 CIO
伊原 一郎	代表取締役 専務執行役員 原子力本部長 CNO
橋本 孝之	社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役 デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員
嶋尾 正	社外取締役 大同特殊鋼株式会社代表取締役会長 名古屋商工会議所会頭
栗原 美津枝	社外取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 住友林業株式会社社外取締役
工藤 陽子	社外取締役 ソフトバンク株式会社社外監査役

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況
片岡明典	常任監査役(常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
寺田修一	監査役(常勤)
瀧口道成	社外監査役 国立研究開発法人日本医療研究開発機構先進的研究開発戦略センター センター長
永富史子	社外監査役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外取締役監査等委員
高田坦史	社外監査役 一般社団法人ACC理事長 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会代表理事 株式会社ブロードリーフ社外取締役

(注) 1 2023年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	地位	担当
水谷仁	代表取締役 副社長執行役員	経営管理本部長 CFO, CCO

- 2 片岡明典氏は、当社の副社長執行役員として経理室・経理センターを統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準(19頁参照)を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、届け出ております。
- 4 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 5 当社は、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者、社外派遣役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、取締役および監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が保険料の全額を負担しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2022年9月1日開催の第967回取締役会におきまして、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」（以下、(2)において「決定方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

【取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

1 基本方針（報酬の構成内容・水準、全般的な手続き）

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることを踏まえ、その報酬は月例報酬のみとし、会社業績による影響を限定する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の前払報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

3 業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。）を指標とする。

なお、上記指標に加え、会長および社長の業績連動賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

4 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成する。

これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合いを踏まえ確定する。

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとする。

本株式報酬は、取締役に對し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

5 月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬の割合に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める割合は、上場他企業の平均的な水準を踏まえ、経営目標達成時において、それぞれ6割程度、3割程度および1割程度とする。

6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬（月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬）に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額9億円 (うち社外取締役分は84百万円)	2018年6月27日	12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動型株式報酬	4事業年度ごとに5億3千万円 4事業年度ごとに付与される ポイントの上限に相当する 株式数47万株	2022年6月28日	5名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	月額20百万円	2006年6月28日	7名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役の個人別の報酬額（月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬）の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・

報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしており、また、同氏が取締役の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続を経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

〔報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数〕

人事会議	指名・報酬等検討会議
7回	7回

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる員数 (名)
		月例報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役	419	295	77	46	10
監査役	121	121	—	—	5
うち社外役員	98	98	—	—	7

(注) 1 上記の報酬の額には、第98期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬の額が含まれております。

2 上記の業績連動賞与および業績連動型株式報酬の対象となる員数は、5名であります。

3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「④」において同じ。）を指標としております。その目標は1,500億円以上（中期経営計画において早期に回復を目指す利益水準）であり、2022年度の実績は1,560億円程度であります。なお、賞与の算定にあたっては、連結経常利益に加え、会長および社長においては、連結当期純利益を、その他の取締役においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定しております。

4 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに確定することとしており、経営目標である2025年度終了時の連結経常利益の達成度合いを踏まえ確定します。

取締役に重大な不正・違反行為などが生じた場合、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとしております。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給します。

上記の業績連動型株式報酬の総額は、2022年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	橋本孝之	当事業年度に開催した25回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	嶋尾正	当事業年度に開催した25回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	栗原美津枝	当事業年度に開催した25回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	工藤陽子	当事業年度中、2022年6月28日就任後に開催した21回の取締役会のうち20回に出席し、主に会計・財務分野の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度中、2022年6月28日就任後に開催した7回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
社外監査役	濱口道成	当事業年度に開催した25回の取締役会のすべてに、18回の監査役会のうち17回に出席し、主に学識経験者の見地から発言を行っております。
	永富史子	当事業年度に開催した25回の取締役会のうち24回に、18回の監査役会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。
	高田坦史	当事業年度に開催した25回の取締役会、18回の監査役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。

(注) 「1 企業集団の現況に関する事項」の「(2) 対処すべき課題」および「(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令の受領に係る件ならびに託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いの件につきましては、社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
① 報酬等の額	88
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	312

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の重要な子会社のうち、株式会社日本エスコンは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	5,288,432	固 定 負 債	3,032,667
電気事業固定資産	2,374,221	社 債	862,960
水 力 発 電 設 備	272,707	長 期 借 入 金	1,548,176
原 子 力 発 電 設 備	137,969	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
送 電 設 備	572,839	退職給付に係る負債	136,875
変 電 設 備	443,652	資 産 除 去 債 務	290,189
配 電 設 備	795,389	そ の 他 の 固 定 負 債	186,510
業 務 設 備	131,252	流 動 負 債	1,258,555
その他の電気事業固定資産	20,411	1年以内に期限到来の固定負債	234,963
その他の固定資産	436,309	短 期 借 入 金	280,276
固定資産仮勘定	438,680	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	327,487
建設仮勘定及び除却仮勘定	376,015	未 払 税 金	50,589
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	62,664	そ の 他 の 流 動 負 債	365,238
核 燃 料	193,250	引 当 金	1,674
装 荷 核 燃 料	40,040	渴 水 準 備 引 当 金	1,674
加 工 中 等 核 燃 料	153,210	負 債 合 計	4,292,897
投資その他の資産	1,845,970		
長 期 投 資	203,845	株 主 資 本	1,891,735
関係会社長期投資	1,442,048	資 本 金	430,777
退職給付に係る資産	1,783	資 本 剰 余 金	70,571
繰 延 税 金 資 産	183,136	利 益 剰 余 金	1,393,120
そ の 他 の 投 資 等	28,367	自 己 株 式	△ 2,733
貸倒引当金（貸方）	△ 13,210	その他の包括利益累計額	169,074
流 動 資 産	1,166,669	その他有価証券評価差額金	15,097
現 金 及 び 預 金	361,325	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	32,133
受取手形、売掛金及び契約資産	365,548	為 替 換 算 調 整 勘 定	133,859
棚 卸 資 産	196,444	退職給付に係る調整累計額	△ 12,016
そ の 他 の 流 動 資 産	244,984	新 株 予 約 権	0
貸倒引当金（貸方）	△ 1,633	非支配株主持分	101,394
		純 資 産 合 計	2,162,205
合 計	6,455,102	合 計	6,455,102

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	3,879,592	営業収益	3,986,681
電気事業営業費用	3,221,252	電気事業営業収益	3,286,145
その他事業営業費用	658,339	その他事業営業収益	700,536
営業利益	(107,089)		
営業外費用	52,661	営業外収益	10,721
支払利息	19,889	受取配当金	3,281
持分法による投資損失	12,986	受取利息	331
その他の営業外費用	19,785	その他の営業外収益	7,108
当期経常費用合計	3,932,254	当期経常収益合計	3,997,403
当期経常利益	65,148		
渴水準備引当又は取崩し	△ 315		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 315		
特別損失	41,792	特別利益	45,318
減損損失	14,236	有価証券売却益	45,318
独占禁止法関連損失	27,555		
税金等調整前当期純利益	68,991		
法人税等	31,114		
法人税等	25,697		
法人税等調整額	5,416		
当期純利益	37,876		
非支配株主に帰属する当期純損失	354		
親会社株主に帰属する当期純利益	38,231		

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	4,226,117	固定負債	2,539,661
電気事業固定資産	462,042	社債	854,560
水力発電設備	276,600	長期借入金	1,285,705
原子力発電設備	140,147	長期未払債務	40
新エネルギー等発電設備	19,944	リース債務	1,111
業務設備	25,343	関係会社長期債務	8,770
貸付設備	6	退職給付引当金	14,403
附帯事業固定資産	334	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
事業外固定資産	2,861	株式給付引当金	158
固定資産仮勘定	331,278	資産除去債務	281,417
建設仮勘定	268,606	雑固定負債	85,537
除却仮勘定	7	流動負債	614,972
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	62,664	1年以内に期限到来の固定負債	176,900
核燃料	193,250	短期借入金	249,592
装荷核燃料	40,040	買掛金	4,857
加工中等核燃料	153,210	未払金	10,657
投資その他の資産	3,236,349	未払費用	55,567
長期投資	133,387	未払税金	3,754
関係会社長期投資	2,952,351	預り金	1,742
長期前払費用	10,550	関係会社短期債務	107,852
前払年金費用	4,870	諸前受金	3,988
繰延税金資産	135,221	雑流動負債	61
貸倒引当金(貸方)	△ 31	負債合計	3,154,634
流動資産	422,205	株主資本	1,479,745
現金及び預金	221,725	資本金	430,777
売掛金	13,018	資本剰余金	70,689
諸未収入金	5,461	資本準備金	70,689
短期投資	14,000	利益剰余金	980,954
貯蔵品	4,246	利益準備金	93,628
前払費用	681	その他利益剰余金	887,326
関係会社短期債権	139,851	別途積立金	443,000
雑流動資産	23,220	繰越利益剰余金	444,326
		自己株式	△ 2,676
		評価・換算差額等	13,943
		その他有価証券評価差額金	10,516
		繰延ヘッジ損益	3,427
		純資産合計	1,493,688
合計	4,648,323	合計	4,648,323

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	243,535	営業収益	224,902
電気事業営業費用	241,665	電気事業営業収益	222,773
水力発電費	47,731	他社販売電力料	157,566
原子力発電費	100,228	賠償負担金相当収益	4,768
新エネルギー等発電費	9,883	電気事業雑収益	60,438
他社購入電力料	13,392	貸付設備収益	0
貸付設備費	0		
一般管理費	65,707		
接続供給託送料	2,191		
事業税	2,531		
附帯事業営業費用	1,869	附帯事業営業収益	2,128
海外エネルギー事業営業費用	1,295	海外エネルギー事業営業収益	1,500
地域サービス事業営業費用	574	地域サービス事業営業収益	628
営業損失	(18,632)		
営業外費用	17,562	営業外収益	44,332
財務費用	15,556	財務収益	43,340
支払利息	15,132	受取配当金	33,835
社債発行費	424	受取利息	9,505
事業外費用	2,005	事業外収益	991
固定資産売却損	411	固定資産売却益	172
雑損失	1,593	雑収益	818
当期経常費用合計	261,097	当期経常収益合計	269,234
当期経常利益	8,137		
特別損失	23,484	特別利益	45,007
有価証券評価損	3,301	有価証券売却益	45,007
独占禁止法関連損失	20,183		
税引前当期純利益	29,659		
法人税等	3,559		
法人税等	4,783		
法人税等調整額	△ 1,224		
当期純利益	26,100		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

中部電力株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井 達久
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 真也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より主として定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井 達久
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 真也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、従来、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、当社および中部電力ミライズ株式会社が、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく課徴金納付命令等を受けた件につきましては、今後の推移および当社の対応を注視してまいります。また、託送業務で知り得たお客さま情報等の不適切な取扱いについては、中部電力パワーグリッド株式会社および中部電力ミライズ株式会社の監査役とも連携し、再発防止策およびその実効性を確認してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

中部電力株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 片岡 明 典 ㊟

監査役（常勤） 寺田 修 一 ㊟

社外監査役 瀨口 道 成 ㊟

社外監査役 永 富 史 子 ㊟

社外監査役 高 田 坦 史 ㊟

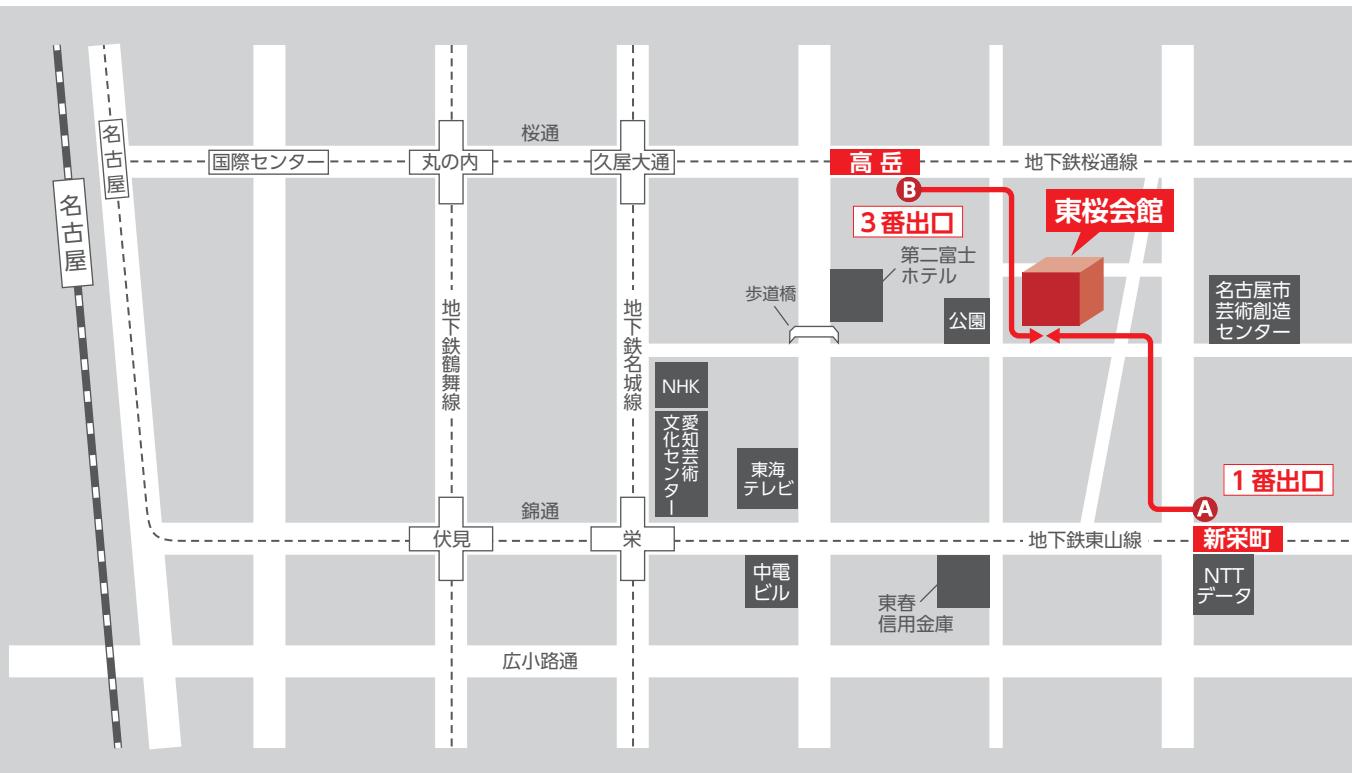
以 上

株主総会会場ご案内

場所

名古屋市東区東桜二丁目 6 番 30 号

ひがしざくら
東桜会館



交通

- A 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1 番出口から徒歩約 5 分
- B 地下鉄 桜通線『高岳駅』下車 3 番出口から徒歩約 5 分

粗品のご用意はありません。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。